

# つくばみらい市除染実施計画

平成24年3月

## 目 次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針	2
2. 除染実施計画の対象となる区域及び施設等	3
3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	5
4. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置	6
5. 土壤等の除染等の着手予定時期及び完了予定時期	7
6. 除去土壤の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	7
7. 継続測定及び計画の見直し	7

## 1. 除染等の措置等の実施に関する方針

つくばみらい市は、市民生活の安全安心のため、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる汚染を除去する等の、環境回復（除染）に取り組めます。「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）に基づき、長期的に除染作業を実施することにより、最終的な目標として、主な生活空間の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指します。

つくばみらい市では、子どもたちの健康の維持、安全安心を最優先と考え、子どもの生活空間である保育所、幼稚園、小中学校、公園等について、空間放射線量率の高い施設から優先的に除染を実施します。

なお、除染の効果や進捗状況を踏まえ、本計画の内容や期間について、随時見直しを行うこととします。

## 2. 除染実施計画の対象となる区域及び施設等

文部科学省が実施した航空機モニタリング結果及び市が主体となって実施した市内の空間放射線量率の測定の結果をもとに、区域内の平均値が毎時0.23マイクロシーベルトを上回った区域及び施設等を本計画の対象とします。

(対象区域)

μSv/h : マイクロシーベルト/時

区 域		平均空間線量率 (μSv/h)	備 考
豊地区	大字豊体	0.24	
	大字青木	0.24	
	大字長渡呂・大字長渡呂新田	0.24	
	大字狸渕	0.26	
谷井田地区	大字谷井田	0.23	
	大字山谷	0.25	
	大字上平柳	0.25	
	大字中平柳	0.25	
	大字下平柳	0.25	
東地区	大字足高	0.24	※1
谷原地区	大字下小目	0.23	
小絹地区	大字小絹	0.23	
	大字西ノ台・大字西ノ台南	0.23	
	大字筒戸	0.25	
	絹の台	0.23	

※1 字竹下及び字道下を除きます。また、大字足高内に含まれる大字東栗山字観音下及び大字城中字大夫池（飛び地）を含みます。

(対象施設等)

施設名称	平均空間線量率 (μSv/h)	備 考
伊 奈 第 1 保 育 所	0.24	※2
伊 奈 第 4 保 育 所	0.30	※2
わ か く さ 幼 稚 園	0.24	※2
谷 原 小 学 校	0.23	※2
伊 奈 中 学 校	0.25	※2
伊 奈 高 等 学 校	0.24	茨城県が測定
伊 奈 養 護 学 校 ※3	0.24	茨城県が測定
勘 兵 衛 新 田 児 童 公 園	0.23	
山 王 新 田 農 村 公 園	0.25	

※2 現在の数値ではなく、グラウンド除染前の数値になります。

※3 伊奈養護学校は、4月1日より「伊奈特別支援学校」に校名変更になります。

## ○区域指定の考え方

本計画における区域指定については、市内全域の500mメッシュ（一辺が500mの正方形のマス）測定（※1）、公園内の測定（※2）、子ども関連施設の測定（※3）等を行い、その結果をもとに総合的に判断しました。

第一に、一定の区域（主に大字単位）において、空間放射線量率の平均が高い区域について、対象区域として指定しました。

第二に、対象区域外において、学校、公園等の子ども関連施設のうち、空間放射線量率の平均が高い施設について、対象施設として指定しました。

この他、随時再調査を実施していき、その結果、地域的に空間放射線量率が高い区域が新たに判明した場合は、その区域を計画変更時に対象区域として指定し、除染対象とします。

また、市独自の措置として、対象区域外の市が管理している公共施設等についても、側溝や雨樋下等の局所的な地点の空間放射線量率が周辺と比べて相対的に高く、1mの高さで毎時0.23マイクロシーベルト以上の地点については、局所的に除染を実施します。

- ※1 市内を500mメッシュで区切り、その範囲内における代表性を確保した5か所（原則的に四隅と中央）を地表1mの高さで測定しました。測定が困難な位置（山間部等）については生活空間ではないため、測定地点から除外しています。
- ※2 市内の都市公園・農村公園等をそれぞれの面積に応じて、代表性を確保した5か所以上を地表1mの高さで測定しました。
- ※3 市内の保育所・幼稚園・小中学校（私立も含む）等子ども関連施設について、代表性を確保した5か所以上を地表1mの高さ（保育所・幼稚園・小学校については50cm）で測定しました。

### （参考）毎時0.23マイクロシーベルトの算定根拠について

- ①事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線は毎時0.04マイクロシーベルト、宇宙からの放射線は毎時0.03マイクロシーベルトである。
- ※大地からの放射線、宇宙からの放射線はそれぞれ年間0.38ミリシーベルト、年間0.29ミリシーベルトであり、これを1時間当たりに換算（24時間×365日で割る）した数値
- ②追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを、1時間当たりに換算すると、毎時0.19マイクロシーベルトと考えられる。（1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4倍）のある木造家屋）に16時間滞在するという生活パターンを仮定）
- ※毎時0.19マイクロシーベルト×（8時間+0.4×16時間）×365日  
＝年間1000マイクロシーベルト（1ミリシーベルト）
- ③通常のNAIシンチレーション式サーベイメータによる放射線量の測定では、事故による追加被ばく線量に加え、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分が測定されるため、  
 $0.19 + 0.04$ （大地からの放射線）＝毎時0.23マイクロシーベルト

○災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会 第1回合同検討会資料「追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方」より

### 3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除 染 対 象	実 施 者
計画対象区域内のすべての市立小中学校及び幼稚園、 保育所並びに私立保育所及び私立幼稚園 ※1	つくばみらい市
計画対象区域内のすべての県立高等学校及び県立養護学校	茨城県
計画対象区域内のすべての公園	つくばみらい市
公共施設等	つくばみらい市
通学路（側溝等含む） ※2	つくばみらい市・茨城県・国
民有地（戸建住宅、集合住宅等） ※3	つくばみらい市（所有者）

※1 私立保育所、私立幼稚園については、施設管理者との協議の上実施します。

※2 通学路（側溝等含む）は、具体的に除染する対象について、今後、国・県などと協議し定めることとします。

※3 民有地については、市と所有者とが協議の上、つくばみらい市が実施します。また、自治会等による除染活動については、市が線量低減化支援事業により支援します。

#### 4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成23年12月一第1版一）及び放射線低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月22日付環水大総発第111222001号。平成24年2月1日改定。）に則って、設計段階で最も効率的、かつ迅速に完了する方法により実施します。

なお、除染にあたっては、除染の実施の前に空間放射線量率を詳細に測定し、その結果が毎時0.23マイクロシーベルト未満であった場合は、既に長期的な目標を達成した状態であるため、除染等の措置は実施しません。ただし、この場合であっても、側溝や雨樋下等の局所的な地点の空間放射線量率が周辺と比べて相対的に高く、1mの高さで毎時0.23マイクロシーベルト以上の地点については、除染等の措置を実施します。

##### （除染対象と主な除染措置の内容）

除 染 対 象	内容（下記から必要な措置を選択）
保育所、幼稚園、小中学校、高等学校、養護学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄</li> <li>○雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>○庭等における表土等の除去</li> <li>○客土・圧密による原状回復</li> <li>○枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄</li> <li>○落葉の除去、除草</li> </ul>
公園、児童の遊び場、スポーツ広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>○庭等における表土等の除去</li> <li>○現場保管の際の残土による原状回復</li> <li>○枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄</li> <li>○落葉の除去、除草</li> </ul>
公共施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋上、壁面の清掃、拭取り</li> <li>○雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>○枝葉の剪定</li> <li>○落葉の除去、除草</li> </ul>
通学路（側溝等含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（路面）散水車及び清掃車によるブラッシング</li> <li>○（路面）手作業によるブラシ洗浄</li> <li>○（路面）歩道洗浄、除草</li> <li>○（側溝）泥等の掻き出し、除草</li> <li>○（法面）除草</li> </ul>
民有地（戸建住宅、集合住宅等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○壁面等の清掃、拭取り</li> <li>○雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> <li>○枝葉の剪定</li> <li>○落葉の除去、除草</li> </ul>

除染の際は、除染が必要かつ合理的な範囲になるよう、該当敷地内の詳細な測定を行った上で、放射線量の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施することとします。

また、除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮します。

## 5. 土壌等の除染等の着手予定時期及び完了予定時期

つくばみらい市では、本計画の期間を平成26年3月までの2か年度とし、長期的に追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるよう除染に取り組みます。子どもの生活空間を優先し、相対的に空間放射線量率が高い施設等から除染を実施することとします。

## 6. 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除染に伴い発生する除去土壌等については、最終処分するまでの間、「除去土壌の保管に係るガイドライン」（平成23年12月 第1版 環境省）に沿って保管します。（一時保管場所が決定するまでは、現場保管を原則とします。）

## 7. 継続調査及び計画の見直し

市内の空間放射線量率については、今後も調査を継続的に行います。

また、特措法における基本的な考え方を踏まえ、できるだけ早急な除染を実施していく中で、除染の効果や進捗状況、継続調査の結果等により、本計画の内容や期間について、その都度、見直しを行うものとします。